



第2期教研集会、開催される！no.3

～埼玉超勤訴訟を起こした「田中まさお」さんと一緒に考える私たち教職員の働き方～

NO.26からの続きです。第2期教研集会(第1回教職員セミナー)全体会での田中まさおさんの講演を参加者の感想を交えながら報告します。田中まさおさんは、「給特法廃止はベターではあるが、ベストではない」と語られました。みなさんはどう考えますか？

～田中まさおさんの講演に学ぶ～

“職場に民主主義を取り戻すために”

大切なのは自分たちで法律を学び、働くということはどういうことか深く考えることである。その上で職場に民主主義を取り戻し、働き方改革をみんなで行う。不合理なことは学校長に職務命令か確認を取る。納得がなければ公平委員会に訴え、場合によっては裁判に訴えることも必要になる。



裁判を起こした当初は「残業代を支払わせる。」と考えていたが、今思っているのは、給特法を厳密に守らせることだと考えている。給特法廃止はベターであるが、ベストではない。教員の時間外勤務が労働条件を満たしていることを解決しなければ、残業代支給はハードルが高い。本来給特法は自主的自律的で創造的な教育活動ができるように作られた。しかし現在自主性が疎かにされ、「組織の一員として」を求められている。本来の趣旨を取り戻すことが大切だと考えている。

●給特法廃止がベストではないという考えを知ることができ、「確かに」と参考になりました。本校も若い先生が多く、超勤があたり前の雰囲気があります。問題提起していく必要があると感じています。(50代)

●長時間労働をなくすことはできないのではないかと。教師の労働は非常に多く、教材研究をふくめ、授業準備など結局時間外に働くことはなくならないと思う。しかし、残業代を支払うことも適切とは思えない。教師によってはおしゃべりをして学校に残る教師などが増えるのではないかと。それなら教員の基礎給料をもっと上げ、もっと能力のある人材を確保するとともに魅力ある職場にできればよいのではないかと。ちなみに北九州市内の中学校の現状は大変酷い。勤務時間10分前に勤務が始まり、昼休み、中休み等もない。また教員不足により、多数の分掌を受け持たされ、部活動含め時間内で業務が終わらない。(？代)

●田中まさおさんのお話で、あらためて給特法について考えなくてはと思いました。日本の教育、先生方、子ども達が守られる法律でないといけない。答えを出すのは難しいなと思いました。(40代)

●訴訟のこと給特法のことの話ではありましたが、「個人指導」や不登校のことなど、田中さんの熱い思いが聞いて改めて「教育」の大切さを思いました。職場で実際にできることを少しずつでも実践できたらと思いました。「声を上げること」「仲間を増やすこと」など元気が出ました。(60代)

※次号
分科会編
につく

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL(093)953-0381

